

国民健康保険はお互いを助け合う医療保険制度です／ 国民健康保険税は期限までにきちんと納めましょう

■確認のポイント

1. 国保税率
2. 所得が少ない世帯向けの軽減措置
3. 18歳までの軽減(減免)
4. 納期限

■国民健康保険制度とは

病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者が保険税を出し合いお互いを助け合う医療保険制度です。国保を支える貴重な財源ですので、納期限までにきちんと納めましょう。

■令和4年度 国保税率

	①医療にあてる分	②後期高齢者支援金分	③介護の費用にあてる分 (40歳以上65歳未満)	説明
所得割	6.2%	2.6%	1.8%	被保険者それぞれの前年中の総所得金額から、基礎控除額(前年の合計所得により最高43万円)を差し引いた金額に掛け算します
均等割	35,000円	15,000円	15,000円	被保険者の人数に掛け算します
賦課限度額	65万円	20万円	17万円	計算された額が賦課限度額を超える場合は限度額までの額

■所得が少ない世帯の国保税を軽減します

- ・前年の世帯所得金額が表の基準以下の世帯は、均等割額が軽減されます。
- ・軽減を受けるには、前年分の所得の申告が必要です。

■18歳までの被保険者への減税があります

- ・令和4年度から、子育て世帯への支援のため、18歳までの被保険者の均等割を5割軽減(減免)します。

■国保税は期限までにきちんと納めましょう

- ・国保税は資格が発生した月からかかります。誕生日・転入日・職場の健康保険を喪失した日などから資格が発生します。
- ・納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者となります。
- ・納税通知書を7月中旬に世帯主へ発送します。年税額、徴収方法を確認し、納期限までに納付してください。

▶特別徴収

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の場合は、世帯主の年金から年6回天引きします。

▶普通徴収

口座振替が原則です。まだ口座振替にしていない方は、お早めに手続きをお願いします。

問い合わせ

医療保険課 国保年金係

☎ 0299-48-1111 (内線 1103・1105)

令和4年度の軽減対象となる世帯所得の基準	軽減割合
43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円	7割
43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28万5千円 × 被保険者数	5割
43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数	2割

※給与所得者等…次のいずれかの方を指します。

- ①給与所得者(専従者を除く)で収入が55万円超
- ②公的年金等を受給しており、収入が65歳未満で60万円超
- ③公的年金等を受給しており、収入が65歳以上で110万円超
特別控除(15万円)の対象になる方は125万円超

国保税の納期限は年9回です	
第1期	8月 1日(月)
第2期	8月 31日(水)
第3期	9月 30日(金)
第4期	10月 31日(月)
第5期	11月 30日(水)
第6期	12月 26日(月)
第7期	1月 31日(火)
第8期	2月 28日(火)
第9期	3月 31日(金)